「地域との調和」と更なる「質の向上」を目指した宿泊施設に関する取組素案 市民意見募集の結果について

京都市では、「市民・観光客・事業者・未来 四方よしの持続可能な観光地マネジメントの実践」により、市民の安心・安全、地域文化の継承を最重要視した市民生活と観光の調和に向けて取り組んでいます。

京都市内の宿泊施設の現状として、施設数は計画中のものも含めると、基本的に満たされているものの、地域固有の魅力をいかした施設や、地域文化の継承につながる施設は必ずしも十分ではないという課題があります。

一方で、宿泊施設は、コロナ禍において、軽症者の受入れや医療従事者への宿泊支援、災害時の避難施設など、市民生活の安心・安全に貢献する新たな事例が誕生しており、ウィズコロナ社会においても引き続き、地域への貢献が期待されます。

これらを踏まえ、持続可能な観光都市の実現に向け、地域と調和し、全ての人が安心して利用できる良質な宿泊施設が不可欠です。そこで、今後新たに立地する宿泊施設の「地域との調和」と更なる「質の向上」を図るための新たな取組素案について、市民の皆様に広く意見を募集いたしました。

この度、市民意見募集の結果を取りまとめましたので、御報告いたします。

1 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和2年9月10日(木)から10月12日(月)まで

(2) 周知方法

ホームページ掲載,市民しんぶん掲載(令和2年9月1日号),市民意見募集冊子の配布(建築指導部窓口,市役所,各区役所・支所,情報公開コーナー,各市立図書館)等

(3) 意見募集結果

ア 意見書数及び意見数

意見書数:204通 意見数:579件

イ 御意見をいただいた方の属性

別紙1のとおり

ウ 主な御意見の内容と御意見に対する本市の考え方

別紙2のとおり

2 今後の予定

令和2年12月 事前説明手続に係る新要綱の制定

令和3年 2月 市会にバリアフリー条例改正議案を提案

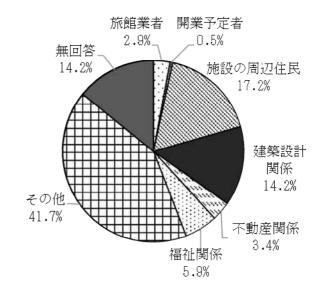
4月 事前説明手続に係る新要綱の実施

10月 バリアフリー改正条例の施行

御意見をいただいた方の属性

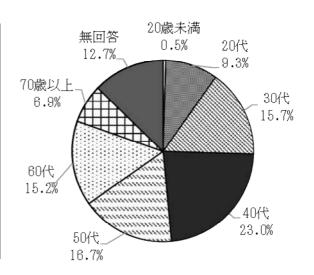
1 関わり

区分	通数	割合 (%)
旅館業者	6	2. 9
開業予定者	1	0.5
施設の周辺住民	3 5	17.2
建築設計関係	2 9	14.2
不動産関係	7	3. 4
福祉関係	1 2	5. 9
その他	8 5	41.7
無回答	2 9	14.2
合計	204	100.0



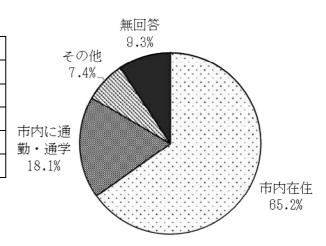
2 年齢

区分	通数	割合 (%)
20歳未満	1	0.5
20歳代	1 9	9. 3
30歳代	3 2	15.7
40歳代	4 7	23.0
50歳代	3 4	16.7
60歳代	3 1	15.2
70歳以上	1 4	6. 9
無回答	2 6	12.7
合計	204	100.0



3 お住まい等

区分	通数	割合 (%)
市内在住	1 3 3	65.2
市内に通勤・通学	3 7	18.1
その他	1 5	7. 4
無回答	1 9	9. 3
合計	204	100.0



「地域との調和」と更なる「質の向上」を目指した宿泊施設に関する取組素案 主な御意見の内容と御意見に対する本市の考え方

(御意見の内訳)

	項目	意見数
1	取組素案全般に関する御意見	4 1
2	取組 1 「地域との調和」事前説明手続の充実に関する御意見	264
	(1) 趣旨に賛同する御意見	6 6
	(2) 制度のあり方や実効性に関する御意見	5 1
	(3) 対象や手続の内容に関する御意見	8 7
	(4) 制度の周知や支援等に関する御意見	3 5
	(5) 実施時期に関する御意見	6
	(6) その他の御意見	1 9
3	取組2「質の向上」バリアフリーの更なる充実に関する御意見	2 4 7
	(1) 趣旨に賛同する御意見	5 8
	(2) バリアフリー新基準の対象となる宿泊施設に関する御意見	5 0
	(3) 宿泊施設のバリアフリー新基準の内容に関する御意見	7 1
	(4) 宿泊施設のバリアフリー情報の公表制度に関する御意見	1 6
	(5) 歴史的建築物の特例に関する御意見	6
	(6) 施行時期に関する御意見	4
	(7) 運用に関する御意見	1 1
	(8) その他の御意見	3 1
4	その他の御意見・御提案	2 7
	合計	579

1 取組素案全般に関する御意見(41件)

主な御意見 (要旨)	件数	御意見に対する本市の考え方
・ 京都市が観光都市として新たな取	4 1	今回の取組は、令和元年11月に本市が発表し
組をされることを, 応援, 賛同する。		た「市民生活との調和を最重要視した持続可能な
・ 宿泊施設も厳しい状況が続いてい		観光都市」の実現に向けた基本指針と具体的方策
るが,地域住民と事業者の双方にと		の中間取りまとめを受けて, 宿泊施設について,
って京都のまちをより良いものにで		より一層市民生活との調和を求めるための手続
きる取組になるとよい。		の充実と、安心・安全で利用しやすく、より質の
「人にやさしい社会」づくりが進		高い施設にしていただくため行うものです。
む中で、市民や事業者とのきめ細か		令和2年1月に新たな取組の概要をお知らせ
い意見交換が必要と考える。		して以降、各方面の関係団体等との意見交換を経
・ 既存の事業者を委縮させないよう		て、この度、素案として取りまとめております。
に取組を進めてほしい。		また施行段階においても事業者の皆様の意見
・ 制度設計に至った経過を丁寧に説		をお聞きし、関係団体と連携して取り組む予定で
明すべきだったのではないか。		す。
・ 取組は一定理解できるが、十分な		宿泊施設の地域との調和と質の向上を図り、市
議論を尽くされたといえるのか、疑		民・観光客・事業者・未来の四方よしの持続可能

主な御意見(要旨)	件数	御意見に対する本市の考え方
問が残る。		な観光の実現に向けて取り組んでまいります。
など		

2 取組1「地域との調和」事前説明手続の充実に関する御意見(264件)

2 取組1「地域との調和」事前	兄明于和	続の充実に関する御意見 (264件)
主な御意見(要旨)	件数	御意見に対する本市の考え方
(1) 趣旨に賛同する御意見(66件)		
京都市中高層建築物等の建築等に	6 6	構想段階で地域住民と事業者が顔の見える関
係る住環境の保全及び形成に関する		係を構築し、しっかりと誠意を持ってお互いの思
条例(以下「中高層条例」という。)		いや考えを共有することで、より地域と調和した
等の既存制度に加え、更に手続が充		宿泊施設を計画することができると考えており
実することになるので、地域住民の		ます。これにより、市民生活との調和を最重要視
声を反映できる良い制度である。		した持続可能な観光都市の実現を目指してまい
・ 地域独自のルールを事業者に理解		ります。
し共有してもらうことが期待でき		
る。		
・ コロナ禍ではあるが、長期的な観		
点から,本制度は有益である。		
・ 地域住民と良い関係を築くことは		
宿泊観光産業の強化へ重要なことの		
ひとつと考える。		
ナンド		

1 4

(2) 制度のあり方や実効性に関する御意見(51件)

【新たに制度を設けることについて】

- ・ 宿泊施設立地に際し、根拠法令や 所管が複数にまたがることは、事業 者も住民にもわかりにくいので、双 方にとってわかりやすいものとして ほしい。
- 手続が複数にわたるので、既存の 条例等を整理するべきではないか。
- ・ 宿泊施設に関するトラブルは,運 営や利用者マナーに関する内容が多 いため,旅館業法の手続で行うべき ではないか。
- ・ 市が新たな規制を設け、新規の参 画者に過度な負担をかけることに違 和感がある。

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例や中高層条例等の各種事前説明手続は、それぞれの目的に応じた時期、説明方法等により実施していただいていますが、今回の新たな手続も含め、宿泊施設に関するそれぞれの手続が一連の流れの中で円滑に進むよう、関係部署相互間でしっかりと情報共有を行い、可能な事務の合理化を図るとともに、分かりやすい説明に努めてまいります。

本制度は、地域住民と事業者との信頼関係構築を図るものであり、構想段階で地域住民と事業者が顔合せを行い、お互いの思いや考えを共有することで、地域への配慮や貢献も促進され、その後の円滑な計画の進捗や運営につながることを期待しております。

など

【制度の実効性について】

・ 宿泊事業者からの一方的な説明で

37 | ≪住民意見の反映≫

本制度では,地域住民との合意までを必要とし

主な御意見 (要旨)

件数

御意見に対する本市の考え方

はなく、住民との協議の結果を事業 の実施に反映させるための制度構築 が必要である。

・ 地域住民の同意を求めるべきである。

- ・ 要綱で、実効性を確保できるのか。
- ・ 法的拘束力を伴わない要綱は基本 的に反対である。
- 違反をした場合の罰則はあるのか。など

ていませんが、宿泊施設の構想段階からお互いの 思いや考えの相互理解を促進し、また、本市が中 高層条例等の既存制度との一体的な運用に努め ることで、地域と調和した宿泊施設の実現を図ろ うとするものです。このため、事業者には地域へ の配慮や貢献を求めるとともに、地域の理解を得 るよう、丁寧な説明等に努めていただきます。

≪要綱での実施≫

要綱で事前説明手続を義務付けて実施している既存制度においても、手続を行う事業者の方々に制度の趣旨を御理解いただき、実効性を確保しております。また、要綱のため罰則規定はありませんが、本制度の周知徹底を図り、本市との協議に応じない、住民説明を行わないなどの場合においては、本市としてもしっかりと個別に指導を行ってまいります。

(3) 対象や手続の内容に関する御意見(87件)

【対象となる建築物について】

- ・ 既存の宿泊施設に対しても,周辺 への配慮,地域への貢献を求めてい く仕組みが必要である。
- ・ 事業者変更の場合は対象外だが, 従前の町内会との協定事項が反故に される不安がある。
- ・ 軽微な増築、改築は対象外とすべきである。
- ・ 建築確認申請等が不要な用途の変 更に対して一定の規制を設けること は、既存ストックの活用に逆行する。

2 4 | ≪本制度の対象≫

本制度は,市民生活との調和を最重要視した持続可能な観光都市の実現に向けて,今後の宿泊施設立地に際して,地域住民と事業者との信頼関係構築のルールを新たに設けるものです。

新たに旅館業の許可を取得し、営業を開始する場合は、建築確認申請等が不要である200㎡以下の用途の変更を含め、本制度の対象と考えております。

一方,既に運営されている宿泊施設やその施設における事業者の変更等については,旅館業法及び条例をはじめとした本市独自ルールに基づき,宿泊施設の適正な運営がなされるよう指導を行っているところです。

なお、既存宿泊施設の小規模な増築などであって、地域住民への影響が少ないと考えられるものについては、本制度の対象外とすることとしたいと考えております。

≪旅館業法に基づく宿泊施設以外の用途≫

住宅宿泊事業法に基づく届出住宅については、 あくまで住宅として建築されたものを、住宅用途 のまま使用するものであることから、本制度の対 象にはなりません。

いただきました御意見は今後の取組の参考と

- ・ 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅 も含め、全宿泊施設を対象とすべき ではないか。
- 中高層条例で対象としているマンション等も対象とすべきではない

主な御意見(要旨)	件数	御意見に対する本市の考え方
カゝ。		させていただきます。
など		
【対象エリアについて】	6	本制度では、市街化区域全域の宿泊施設を対象
エリアごとに対応が決められて良		に, 地域との調和を求めていくものであり, 地域
٧٠°		の状況に応じたエリア設定をしております。
・ 一般エリアでも住民への説明は義		一般エリアでは,近隣住民等から説明の求めが
務化すべきではないか。		ある場合には、事業者から丁寧に説明を行うよう
など		しっかりと指導してまいります。
		重点エリアについては、既に多くの宿泊施設が
		立地していることから、住民説明を予め義務付け
		しているものです。
【事前協議について】	6	本市との事前協議では、宿泊施設を計画するに
・ 最初の行政との事前協議の際に,		当たっての配慮事項に対する事業者の考え方の
事業者へ細やかな指示をしていただ		確認や地域の特徴等の共有を行います。また,地
きたい。		域の協定やビジョン等について,事前に事業者に
・ 明確なまちの将来像とこれを実現		お知らせし,地域への貢献を求めることにより,
させるためのビジョンを持ち、事業		地域との調和を図るよう促してまいります。
者に理解を求めるような取組が必要		
である。		
・ 事前協議では、京都での宿泊施設		
の役割を十分満たす事業者であるこ		
との確認が必要ではないか。		
など		
【標識設置時期について】	5	本制度は、構想段階で地域住民と事業者が顔合
・ 規模によっては、建築確認申請の		せを行い、お互いの思いや考えを共有することを
90日前では計画がほぼ固まった段		目的としており、標識設置は、地域住民に構想の
階であり、もう少し早い時期に周知		概要をいち早く知っていただくための周知とし
が必要ではないか。		て行うものです。遅くとも建築確認申請の90日
・ 建築確認申請が不要な計画の旅館		前等の日以前の構想段階の時期に標識設置を行
業営業許可申請の50日前は遅すぎ		っていただきます。
る。何らかの改装や解体等に着手す		宿泊施設の規模等,個々の施設の整備内容に応
る50日前とすべきではないか。		じて、適した時期に設置するよう指導してまいり
など		* * * * * * * * * *
【説明範囲・対象者について】	2 2	本制度は、早い段階で、住環境に与える影響が
・ 旅館業法に基づく説明範囲の 1 0		大きいと考えられる近隣住民と顔合せを行い、地
メートルより広がったのは良い。		域住民と事業者との信頼関係を構築していただ
・ 敷地境界から15メートルの根拠		くことを目的としております。説明範囲は、現在、
は何か。狭すぎる。		近隣住環境への配慮を求めて計画段階での説明
・ 規模に応じて対象範囲を柔軟に設		を義務付けている中高層条例と同じく15メー
定してはどうか。		トルとしているものです。
・ 一定規模以上は,災害時の避難所		本制度では、これに加えて、災害時の避難場所

主な御意見(要旨)	件数	御意見に対する本市の考え方
提供の取決めなどについて協議する		としての提供など、地域への貢献事項を協議して
必要があるため,自治連合会等の関		いただくために、町内会、商店会を事業者の説明
係者にも説明すべきである。		対象先としております。その他関係者等への説明
など		が必要となる場合については、地域の意向を踏ま
		えて、説明先を調整いただきたいと考えておりま
		す。
【説明内容について】	1 2	本制度は、構想段階で宿泊施設の概要について
・ 構想段階では運営に関する内容が		事業者から地域住民等に説明するとともに、地域
未定である。建築に関する内容の説		住民と事業者が顔の見える関係を構築し、お互い
明と運営に関する内容の説明の時期		の思いや考えを共有する対話の機会を設けるも
を明確に分けたらどうか。		のです。
宿泊客のマナーやごみ出しなどの		宿泊施設の運営等に関する要望や不安等につ
運営に関して話し合う機会とした		いては、構想段階において地域の方々と事業者の
٧١ _°		双方で確認していただき、その後の運営計画に反
など		映していただくことを意図しております。
		なお、運営に関する内容については、最終的に
		は旅館業法に基づく説明において話し合われる
		ものと考えております。
【説明方法等について】	1 2	説明方法は、基本的には、訪問による個別訪問
・ 説明は具体的にどのような方法で		や説明会の開催など対面により説明を行ってい
行うのか明確にしておいたほうが良		ただくことを想定していますが、地域の意向等を
٧١°		踏まえた上で,地域住民と事業者とで調整してい
・ 説明はオーナーか運営会社の責任		ただくことになると考えております。
者に説明していただきたい。		また、説明者については、責任を持った説明が
・ 説明会には市職員も同席し、内容		できるよう事業主(建築主又は管理運営を行う予
を把握すべきである。		定の者)に求めており、場合に応じて責任者自ら
など		が説明を行うよう指導してまいります。
		説明会等は,事業者の責任において行っていた
		だき、その内容については、説明状況等の報告に
		てしっかり把握してまいります。
(4) 制度の周知や支援等に関する御意見	(35	
	ı	

【制度の周知、支援について】

- ・ 手続について、住民側に正しく理解し、誤解を招かないよう、条例や手続に関する説明書を準備いただきたい。
- ・ 制度趣旨を逸脱した解釈が生まれないよう、地域住民、事業者双方に対して、何ができて何ができないのか、事例も含めて情報発信すべきである。
- 17 本制度は、地域住民と事業者との話合いのファーストステップとして、より早い段階で顔合せを行うものであり、それぞれの思いや考えに対しては、相互の立場を尊重し、譲合いの精神をもった話合いが大前提であることを市民、事業者双方に理解していただくよう促してまいります。

また、地域住民、事業者双方に対し、制度の趣旨を理解していただくために、手続に関する説明や地域と調和した宿泊施設の事例を記載した手引きを作成するなど、丁寧に周知を行ってまいり

主な御意見(要旨)	件数	御意見に対する本市の考え方
・ 地域住民の負担が大きいため、ア		ます。
ドバイザー等支援する仕組みが欲し		
٧٠°		
など		
【市の体制について】	1 0	庁内関係部署が連携し、地域住民と事業者の双
・ 市がしっかり監視する体制が必要		方の声を受け止めて対応してまいります。
である。		
・ 行政は縦割りではなく連携して対		
応していただきたい。		
など		
【紛争解決について】	8	本制度では、独自の調整・調停の制度は設けて
意見がまとまらない場合はどうな		いませんが、事業者に対しては丁寧な説明と誠実
るのか。		な対応を求めてまいります。
・ 中高層条例のような調整・調停制		なお,一定規模以上の施設については,中高層
度はないのか。		条例の対象となるため、同条例による調整・調停
など		制度の活用が可能です。
(5) 実施時期に関する御意見(6件)		
今までなぜ取り組まなかったのか。	6	本制度は、令和元年11月に「市民生活との調
・ 十分な周知期間を経た上で,取組		和を最重要視した持続可能な観光都市」の実現に
2 (バリアフリーの更なる充実) と		向けた中間とりまとめを発表して以降、速やかに
同時施行とすべきである。		検討に着手し、取り組んでまいりました。
など		宿泊施設の立地については,一時の急増と比較
		すると落ち着きを見せているところではありま
		すが、今後、新設の動きが再度活発化してくるこ
		とも想定されるため、速やかな実施に向けて取り
		組んでまいります。
		要綱制定は年内を予定しており、その後しっか
		りと周知期間を設け、令和3年4月の実施を予定
		しております。
(6) その他の御意見(19件)		
自分たちのまちのことについて関	1 9	いただきました御意見を関係部署とも共有し、
心を持つよう、町内会における意識		今後のまちづくりの参考とさせていただきます。
啓発が大事である。		
・ 宿泊施設利用者のマナー向上が重		
要である。		
・ 建築、稼働後の紛争についても、		
調整制度を設けるべきである。		
・ 総合的なまちづくりに関する条例		
を制定する必要がある。		
など		

3 取組2「質の向上」バリアフリーの更なる充実に関する御意見(247件)

主な御意見 (要旨) 件数 御意見に対する本市の考え方 (1) 趣旨に賛同する御意見(58件) ・ バリアフリーの充実の取組に替同 本市では、事業者や市民の皆様と協働して建築 5 8 する。 物のバリアフリーを推進していくことで, 高齢の ・ 年齢や障害等に関わらず、誰もが 方,障害のある方を含む全ての人が安心して訪 快適に宿泊施設を利用できることは れ、暮らすことができる京都の実現に取り組んで 非常に大切だと思う。 おります。 これまではバリアフリー対応され 今回のバリアフリーの更なる充実も含め、国土 交通省が「ユニバーサルデザイン政策大綱」に掲 た宿泊施設を探すことが大変だった が、好きな場所に気兼ねなく泊まれ げる「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」 るという取組はすごく良いことだと というユニバーサルデザインの目的の達成を目 思う。 指してまいります。 障害者のみではなく健常者もバリ アフリーの施設は利用しやすい。 ・ 成熟した社会を作り上げる観点か らバリアフリーによる質の向上は重 要。京都から発信してほしい。 ・ 宿泊施設の付加価値を生むものと して,望ましい取組である。 など (2) バリアフリー新基準の対象となる宿泊施設に関する御意見(50件) 【全ての宿泊施設、客室を対象とする 本市ではこれまでから、道路から全ての客室入 28 ことについて】 口まで誰もが円滑に利用できるため、扉の幅や廊 客室の面積が増えると当然、宿泊 下の幅などの基準を定めるなど, 国際文化観光都 料金に上乗せされ、利用者の負担増 市として,全国に一歩先駆けて宿泊施設のバリア につながるが, バリアフリーの不要 フリー化に取り組んできました。 な健常者も含め、全体で負担するこ 本市における宿泊施設は、数については一定満 とで良いと思う。 たされており、今後は誰もが安心して京都を訪れ 必要数、必要な割合の客室が対応 ることができる宿泊施設を将来に向けて確保し していればよく、全ての客室を対象 ていく段階に入っています。 そのため、「どこでも、誰でも、自由に、使い とする必要はない。 ・ 規模の大小を問わずバリアフリー やすく」というユニバーサルデザインの観点か の規制強化は疑問である。 ら、高齢の方、肢体不自由の方、妊産婦などを含 低廉な簡易宿所も含め、様々な宿 む全ての方にとって利用しやすい客室となるよ 泊ニーズに応えていくのが京都市の う, 原則として, これから整備される全ての宿泊 取るべき姿勢ではないか。 施設,客室を対象としております。 など 【既存建築物の用途の変更をする場合 ≪用途の変更をする場合の適用≫ 1 4

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関す

る条例では, 既存建築物の用途の変更をする場合

について】

・ 用途変更の場合にも全て新基準適

主な御意見 (要旨) 件数 御意見に対する本市の考え方 用となれば、対応できない事態が想 についても, 原則バリアフリー基準への適合が必 定される。既存建築物の活用が求め 要です。 られる時代の流れに逆行しているの 施設を安全かつ円滑に利用できる措置が取ら れていると市長が認める場合に限って、基準によ ではないか。 ることなく対応してまいります。 ≪京町家その他の歴史的建築物≫ 京町家を改装したホテルなど、全 京町家については、その歴史的価値を保存・継 承する観点のもと, 京町家の意匠形態の特性を生 て基準に合致するのが難しくても質 かしつつ、施設を安全かつ円滑に利用できるよう の良いホテルはあると思うので,柔 な措置を求めてまいります。 軟に対応してほしい。 ・ 京町家の宿のバリアフリー化につ また、文化財などの歴史的建築物については、 いては, 文化の継承とのバランスで 他法令により現状変更が規制されていることか 考えなければならない。 ら,基準適合義務の対象とする建築物から除外し など ます。 【既存の宿泊施設のバリアフリー化に 既存の宿泊施設については、増築、改築、大規 8 ついて】 模の修繕又は大規模の模様替えを行わない限り, ・ 既存の宿泊施設にも「質の向上」 新基準の対象外となります。 に努めるように求めないと, 京都市 しかしながら、新基準の対象とならない改修や 再整備を行う際にも,可能な範囲でバリアフリー の宿泊施設の全体の質の向上になら ない。 対応を進めていただけるよう, 事業者の皆様への ・ 既存の宿泊施設についても,一部 適切な情報提供をしてまいります。 の客室は新基準の対象とすべきであ る。 既存の宿泊施設についても、バリ アフリー化の計画を求めるなどして 段階的に改修を進めるべきではない か。 など

(3) 宿泊施設のバリアフリー新基準の内容に関する御意見(71件)

【客室内の基準(全般)について】

- ・ 新基準の内容に賛成する。余裕の ある空間は誰にとっても使いやすい ものになる。
- ・ バリアフリーを車椅子使用者のための基準と解釈しているように見受けられるが、様々な障害者を考慮したうえで基準を検討してほしい。
- 大型の電動車いす、ストレッチャー型、ハンドル型車いすなど様々な 車椅子の形状でも利用可能な部屋に してほしい。
- 18 基準案は、国土交通省がバリアフリー設計のガイドラインとして平成31年3月に策定した「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の内容を参考に、障害者関係団体をはじめ、関係団体の御意見を伺いながら作成しております。

新基準による客室は、高齢の方、肢体不自由の 方、妊産婦などを含む全ての方が利用しやすく、 また、介助のためのスペースにも配慮したものと しております。

また,車椅子使用者用客室のように車椅子使用 者の方に特化した客室ではありませんが,自立度

主な御意見(要旨)	件数	御意見に対する本市の考え方
様々な障害者の意見を聴取したう		が高い車椅子使用者の方にとっては、客室の選択
えで基準を定めるべきである。		肢の拡充につながると考えております。
など		なお, 車椅子使用者用客室については, 今回,
		通路幅などの基準を充実させることによって、よ
		り利用しやすいものになると考えております。
【客室内の基準(便所・浴室)につい	8	便所及び浴室の基準については、車椅子使用者
て】		の方を含め、全ての方が利用しやすいよう配慮し
・ 車椅子使用者の利用を想定するの		つつ、現在市場に流通しているユニットバスの規
であれば、客室内の便所・浴室の出		格を考慮したものとしております。
入口も客室の出入口と同様の幅の基		「便座・浴槽の横に車椅子が寄り付ける空間」
準とすべきではないか。		の具体的な寸法や面積については,国土交通省の
・ 客室内の便所・浴室における「便		「ホテル又は旅館における高齢者,障害者等の円
座・浴槽の横に車椅子が寄り付ける		滑な移動等に配慮した建築設計標準」を参考に,
空間」とは具体的にどの程度の寸法		考え方や事例を示した手引きの作成などにより
や面積を確保すればよいか。		適切な情報発信を行ってまいります。
など		
【客室内の基準(特徴的な客室)につ	7	客室の特性から,客室内の通路の幅,ベッド側
いて】		面スペース,通路の段差なし,便所・浴室の出入
・ 「特徴的な客室」とは、どのよう		口等の各基準について,そのまま適用することが
な場合を指すのか。		困難な客室を「特徴的な客室」としております。
・ ホテルにも多種多様な形式があり、		これらに関する具体的な取扱いについては、手
統一して基準を設けるのは難しいの		引きの作成などにより適切な情報発信を行って
ではないか。		まいります。
・ 和室を中心とした客室において,		新設する客室内の基準は、和室であっても原則
仮設スロープによる対応が例示され		として適合させることが必要です。
ているが、仮設スロープを認めない		個々の客室の状況により、施設を安全かつ円滑
としてきたこれまでの運用と整合し		に利用できる措置が取られていると市長が認め
ていないのではないか。		る場合に限って、基準によることなく対応してま
・ 布団敷の客室についても具体的な		いります。
検討をしてほしい。		
など		
【共用部分のエレベーターの設置基準	6	高齢の方、障害のある方には階段での移動が困
について】		難な場合があることから、共用部分の経路には、
・ 200㎡以上へのエレベーター設		原則としてエレベーターの設置を義務付けます。
置は、共同住宅などに比べて厳しい		小規模施設において、エレベーターの設置が困
ので、もう少し緩くても良いのでは		難な場合には、規模に応じて地上階に客室を設け
ないか。		る、小型エレベーターを設置する、いす型の昇降
・ 一棟貸しの町家の簡易宿所にもエ		機を設置するなど、通常のエレベーター設置に代
レベーター設置を求めるのか。		わる基準を設けます。
など		また、2階建て等の一棟貸しの簡易宿所につい
		ては、エレベーターの設置は不要ですが、ベッド

主な御意見(要旨)	件数	御意見に対する本市の考え方
		(客室内の全ベッド数の2分の1以上(全ベッド
		数が2以下の場合は全て),ベッドを設置しない
		場合は寝室) までの通路の基準を満足していただ
		くことで,就寝や入浴の際の客室内の移動に配慮
		したいと考えております。
【その他の基準・配慮事項について】	3 2	視覚に障害のある方、聴覚に障害のある方な
・ 客室内外において、点字表示、音		ど、障害の特性や程度は様々であり、それぞれの
声案内など,視覚障害者に配慮した		方に配慮した設備やサービスが必要になると考
基準が示されるべきである。		えております。
・ 聴覚障害者へは、職員の手話対応		また、ソフト面の充実についても、非常に重要
などソフト面に加え、客室内にフラ		であると考えており、より多くの方にとって利用
ッシュライトや電光掲示板を設ける		しやすい施設となるよう、基準化が難しいバリア
など、ハード面でも配慮が必要にな		フリーに関する細かな配慮事項についても,手引
る。		きにより適切な情報発信を行ってまいります。
フロントの受付カウンターの高さ		
が車椅子の人には高すぎる。		
・ 客室内の基準に、コンセントやス		
イッチ、クローゼットのハンガーな		
ど、床からの高さの基準を追加して		
はどうか。		
・ 宿泊施設の従業員にも障害者への		
理解を深めてほしい。		
・ 宿泊施設の質の向上ということを		
考えるのであれば、ハード面だけで		
はなく、ソフト面の充実も検討すべ		
きではないかと思う。		
など		

(4) 宿泊施設のバリアフリー情報の公表制度に関する御意見(16件)

- ・ 公表内容にソフト面の対応を含ん でいることを評価する。
- 各施設のホームページではなく、 旅行代理店や予約サイトを使用する ことがほとんどであるため、多くの 人が見つけやすい掲載方法を検討す べき。
- ・ ピクトサインは内容をイメージし やすいが, 視覚障害者には分かりに

16 ≪制度の趣旨≫

ソフト面を含め、宿泊施設のバリアフリー情報 が適切に公表されることにより、全ての方が安心 して施設を利用できることを目指してまいりま す。

≪公表方法≫

公表方法については、視覚に障害のある方を含め、より多くの方にとって、情報を得やすいものとしてまいります。

主な御意見(要旨)	件数	御意見に対する本市の考え方		
 ・ 行政の公表が画一的なものとなれば、リストに掲載されてない既存の宿泊施設への風評被害が懸念されるため、施設から利用者に対する情報提供の場として行うべきだ。 ・ 既存の宿泊施設についても公表を促すことが大切である。新基準に全て適合していなくても、適切に情報が公表されていれば、障害の特性や程度によって安心して利用できる。など 		≪既存の宿泊施設≫ 既存の宿泊施設についても、制度開始後の早い 段階で多くの施設のバリアフリー情報を公表い ただけるよう、事業者の皆様に働きかけてまいります。 新基準への適合が必要ない場合においても、ソフト面を含めたバリアフリー情報を公表いただくことで、高齢の方、障害のある方自身が使いやすい施設かどうかを判断いただけるような制度としてまいります。		
(5) 歴史的建築物の特例に関する御意見(6件)				
 京都には歴史的建築物が多いため、 それらについてもバリアフリー化を 進めてほしい。 寺社仏閣(特に境内へのアプロー チ部分)のバリアフリー化の取組も 併せて進めてほしい。 	6	文化財などの歴史的建築物については、他法令により現状変更が規制されていることから、基準適合義務の対象とする建築物から除外しますが、歴史的建築物についても、文化的な価値を損なわない範囲で可能な限りバリアフリー化を促進していただくため、随時御相談に応じてまいります。		
(6) 施行時期に関する御意見(4件)				
 オリンピック,万博等を控え,今いち早く取り組まなければならない。 コロナ禍により需要が落ち着いている今が制定のタイミングとして良いと思う。 コロナ禍で観光業が疲弊している状況を踏まえ,施行時期は慎重に検討するべき。 	4	令和3年2月に市会に議案を提案し、御審議いただく予定です。市会にて議決いただければ、半年程度の周知期間を設け、令和3年10月の施行を予定しております。		
(7) 運用に関する御意見(11件)				
 ・ 基準が守られるよう周知徹底してほしい。 ・ 客室内のバリアフリーがスムーズに計画ができるよう,技術的な設計例を示してほしい。 ・ 形だけのバリアフリーではなく, 	11	今回の改正内容を含めた本市のバリアフリー の考え方や基準については、分かりやすく整理し たうえで、手引きの作成などにより適切な情報発 信を行ってまいります。		

もっとソフト面を代替措置として認

主な御意見(要旨)	件数	御意見に対する本市の考え方
める審査基準になればよい。		
など		
(8) その他の御意見(31件)		
【事業者の負担やそれに対する支援策	1 2	宿泊施設をはじめとする建築物のバリアフリ
について】		ー化の推進には、事業者の皆様の御協力が不可欠
・ 確保できる客室数が減り、事業者		と考えております。市民や旅行者の安心・安全を
の負担が大きい。		守っていくため、御理解、御協力を賜りますよう
・ 自主的にバリアフリー改修やホー		お願いいたします。
ムページの改修を行う既存の宿泊施		
設に対し,一定の補助が必要だ。		
など		
【その他のバリアフリーに関する御意	1 9	道路,交通機関等のバリアフリーについて,本
見】		市では、重点的に取組を進める地区を定めた『「歩
・ 道路や交通機関についても同時に		くまち・京都」交通バリアフリー全体構想』や地
バリアフリーを充実させなければ,		区ごとのバリアフリー化の概要を定めた「バリア
ユニバーサルツーリズムが実現でき		フリー移動等円滑化基本構想」を策定しており、
ないのではないか。		これらに基づき,1日当たり3,000人以上の利用
障害のある方々は様々である。安		のある駅や周辺道路等のバリアフリー化を重点
心・安全・快適なまちづくりが必要		的かつ一体的に推進しております。
と考える。		また、その他のバリアフリーに関する貴重な御
ベビーベッドの設置に関する項目		意見をいただき、ありがとうございます。安心・
は、男性の育児参加機会の拡大につ		安全なまちづくりのため、取組を着実に進めてま
ながり、とてもよいと思う。		いります。
バリアフリーによって避難面もよ		いただきました御意見につきましては,関係部
くなると思う。		署とも共有し、今後のまちづくりの参考とさせて
など		いただきます。

4 その他の御意見・御提案(27件)

主な御意見(要旨)	件数	御意見に対する本市の考え方
・ 関連する各種法令や助成制度等を	2 7	いただきました御意見を関係部署とも共有し、
統合し、分かりやすく、かつ環境変		今後のまちづくりの参考とさせていただきます。
化に早く対応してほしい。		
・ 京町家が民泊として残せるように		
してほしい。		
・ 今後も施策立案の際は、障害者の		
意見も取り入れてほしい。		
・ 市民と観光客が一体となった企画		
ができればよい。		
など		